

会 議 録

会議の名称	第42回 和泉市入札等監視委員会
開催日時	令和3年9月22日(水) 13時30分から14時30分まで
開催場所	和泉市役所3階会議室3B
出席者	委員；弁護士、大学教授、警察OB 事務局：総務部長、（契約検査室）室長兼検査担当課長、契約担当課長、 総括主幹 合計7名
会議の議題	委員改選に伴う委嘱状の交付及び役員選出  1. 報告案件 （1）入札・契約手続きの運用状況について ①電子入札システムの導入について （2）指名停止について （3）再苦情処理の状況について 2. 審議案件 （1）工事等の入札方法別抽出事案審議 和泉市入札等監視委員会の運営に関する事務取扱基準第2条第1号の工事等一覧表から、同基準第3条に基づき、発注方法別に、委員長に指名された委員が事前に抽出した事案について審議を行う。（審議対象期間：令和3年4月1日から令和3年7月31日までの工事等入札案件） 3. その他
会議の要旨	事務局から、入札・契約手続きの運用状況、指名停止、再苦情処理の状況について報告、工事等の入札方法別抽出事案について説明し、審議を行なった。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他（ ）

その他の必要事項（会議の公開・非公開、傍聴人数等）	会議非公開
審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
<p>委員改選に伴い、委嘱状の交付を行い、互選で役員（委員長、副委員長）を選出した。</p> <p><b>1. 報告案件</b></p> <p><b>（1）入札・契約手続の運用状況について</b></p> <p>① 電子入札システムの導入について</p> <p>委員長～電子入札システムの導入について説明願う。</p> <p>事務局～本市が発注する建設工事の入札等において、競争性、透明性を高め、より公正な入札制度を確立するとともに、行政事務の効率化や入札参加者の利便性を高めるため、令和4年4月から「電子入札システム」の導入を計画している。物品や契約検査室以外の部署が発注する業務委託については、現在のところ導入は予定していない。</p> <p>また、システム導入にあわせて、公募型指名競争入札を拡充すべく、格付下位等級に対して実施する入札方式を、指名競争入札から公募型指名競争入札に変更することを検討している。</p> <p>委員～これまでの入札では、どのように行っていたのか。</p> <p>事務局～制限付一般競争入札、公募型指名競争入札及び工事設計等の業務委託においては、郵便入札を採用し、参加事業者2者立会いの下で入札を実施している。抽選については、抽選機で行っている。</p> <p>指名競争入札においては、参加業者全者が市役所に来庁し、入札書を投函する方式を採用している。抽選については、くじで行っている。</p> <p>委員～公募型指名競争入札と、指名競争入札を電子入札にするということか。</p> <p>事務局～まずは、公募型指名競争入札と、指名競争入札について電子入札で行うことを予定しているが、可能なものは電子入札で入札執行したいと考えている。</p> <p><b>（2）指名停止について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指名停止業者 該当無し</li> </ul> <p><b>（3）再苦情処理の状況について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理案件 該当無し</li> </ul> <p><b>2. 審議案件</b></p>	

## (1) 工事等の入札方法別抽出事案件審議

事務局～令和3年4月1日から令和3年7月31日まで（54件）の委員抽出案件（10件）について説明

### ・制限付一般競争入札案件（1件のうち、1件）

事務局～和泉市制限付一般競争入札実施要綱において、土木一式工事については、設計金額が1億5,000万円以上、建築一式工事・電気工事・管工事・造園工事及び舗装工事については、設計金額が9,000万円以上の工事が対象工事となる。

①道の駅いずみ山愛の里増築他工事

委員～分離・分割発注ということだが、詳しい説明を願う。

事務局～本件は「和泉市の発注する建設工事の分離・分割発注の取扱要領」にもとづき、建築一式、機械、電気の3工種に分離して発注を行っているもののうち、建築一式に関するものである。機械工事と電気工事については、それぞれ公募型指名競争入札により落札業者を決定しており、いずれも抽出案件となっている。

委員～辞退が多いが、辞退はどのようなタイミングでしているのか。

事務局～制限付一般競争の場合、入札参加申請後に設計図書の配布や設計金額、最低制限価格などの公表を行っているため、そこから入札日までの間に、工事内容や金額が合わない等の場合に辞退ということになる。

委員長～制限付一般競争入札の抽出案件は適正に執行されたと認める。

### ・公募型指名競争入札案件（16件のうち、3件）

事務局～公募型指名競争入札の参加要件は、和泉市公募型指名競争入札実施要綱に基づき、工事案件に応じた工種・格付け等級と技術者を配置できることと規定している。

②（仮称）和泉市農業振興研究施設新築電気設備工事

③道の駅いずみ山愛の里増築他機械設備工事

④道の駅いずみ山愛の里増築他電気設備工事

委員～同じ業者が複数の工事を受注しているが、施工能力には問題ないか。

事務局～業者登録の際に事前に技術力等も含めて格付けしており、公募型指名競争入札の入札参加には、A等級などの高い格付けを必要としている。技術者も複数在籍しており、施工能力には問題はない。

委員長～公募型指名競争入札の抽出案件は適正に執行されたと認める。

### ・指名競争入札案件（44件のうち、5件）

事務局～指名競争入札の業者選定方法は、和泉市建設工事指名業者選定要綱に基づき、設計金額に応じた格付け業者及び業者数を指名している。指名する業者は（和泉市建設工事指名競争入札実施要綱）に基づき、公平性・透明性を確

保し、選定している。

- ⑤市立伯太小学校埋設ガス管改修工事
- ⑥（仮称）和泉市農業振興研究施設新築機械設備工事
- ⑦市立鶴山台北小学校埋設ガス管改修工事
- ⑧和泉市久保惣記念美術館新館樹木伐採工事
- ⑨庁舎本館秘書課前入退室管理設備改良工事

委員～指名競争入札の案件44件のうち、8件が入札中止となっているが、中止の理由はどのようなものか。

事務局～業者が辞退したことにより中止になっているものがほとんどであり、辞退理由は工事の内容や業者により様々である。辞退の理由の多くは、業者の積算が予定価格を超過することによるもので、木材などの材料費の急激な高騰などが価格超過の理由として聞いている。それ以外には、工期が合わない等が挙げられていた。業者の積算と予定価格が合わないということに関しては、工事主管課にも情報提供し、検討課題であると認識している。

委員～⑦について、落札率が99.0%と高い理由は何か。

事務局～ガス管改修工事は、以前から不調や中止が多く発生した案件であり、現在はガス管改修を希望する業者を指名している。ガス事業法において、近畿県内においては大阪ガスの認定を受けている業者でないとガス管工事に携われないという制限があり、和泉市内の管業者で認定を受けている業者がないことから、下請けが必須となっている。その際の価格についても、大阪ガスの規定で単価が決まっており、価格交渉の余地がなく、設計金額が低い規模が小さい工事であるほど下請けの割合が高くなり、結果として落札率が高くなっているのではないかと推測している。

委員～⑨について、金額が低いのが、随意契約などでは契約できないのか。

事務局～本市では、随意契約については「和泉市随意契約ガイドライン」を策定している。当該ガイドラインにおいて、工事の随意契約の限度額は予定価格が50万円以下のものと定めており、⑦はそれを超過しているため、入札を執行したものである。

委員～⑧について、入札額が全者同じ金額になっているのはなぜか。

事務局～本市では、設計金額、予定価格、最低制限価格を事前公表しており、業者は最低制限価格などを承知したうえで参加している。当該入札においては、全者が最低制限価格で入札したため、同じ金額となっているものである。

委員～指名する業者は、全者指名することもあるのか。

事務局～不調リスクが高い入札は指名可能な全業者を指名するなどしている。

委員長～指名競争入札の抽出案件は適正に執行されたと認める。

#### ・ 随意契約案件（12件のうち、1件）

- ⑩市立北池田小学校消防設備改修工事

委員～⑩について、見積もり合わせを行ったとのことであるが、見積もり合わせとはどのようなものか。

事務局～見積り依頼と設計図書配布を行った後に、全者に見積書を提出してもらい業者決定を行うもの。本案件では、当初の入札が中止となったが、工期変更などが困難

であったことから、見積もり合わせとし随意契約で契約締結したものである。  
委員長～随意契約の抽出案件は適正に執行されたと認める。

以上